

○国土交通省告示第七百四十三号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十四年六月二十六日

国土交通大臣 羽田 雄一郎

第1 起業者の名称 国土交通大臣

第2 事業の種類 一般国道57号改築工事（中九州横断道路「大野竹田道路」・大分県豊後大野市大野町田中字横枕地内から同市朝地町下野字胡麻町地内まで）及びこれに伴う市道付替工事

第3 起業地

1 収用の部分 大分県豊後大野市大野町田中字横枕、字小園及び字犬北、屋原字大又、字羽入、字三反田、字代ノ原、字三寺原、字南、字明布田、字五反、字友高、字祇園原及び字栗ノ木、桑原字加原、字馬場、字椋木、字村木、字鍛冶原、字古屋田及び字加茂田並びに朝地町市万田字尾峰、字袴田、字宮迫、字マダラセ及び字古市、池田字渡来及び字田ノ平、板井迫字小平田、字早尾、字椋ノ木及び字蔵元、下野字上牛ヶ迫、字狐迫、字姉井迫及び字胡麻町地内

2 使用の部分 大分県豊後大野市大野町田中字小園及び字犬北、屋原字大又、字羽入、字三反田、字代ノ原、字三寺原、字南、字明布田、字五反、字友高及び字栗ノ木、桑原字加原、字馬場、字椋木、字村木、字鍛冶原、字古屋田及び字加茂田並びに朝地町市万田字尾峰、字宮迫、字マダラセ及び字古市、池田字渡来及び字田ノ平、板井迫字小平田、字早尾、字椋ノ木及び字蔵元、下野字上牛ヶ迫、字姉井迫及び字胡麻町地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、大分県豊後大野市大野町田中字横枕地内から竹田市大字会々字平地内までの延長12.3kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一般国道57号改築工事（中九州横断道路「大野竹田道路」）及びこれに伴う市道付替工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「一般国道57号改築工事（中九州横断道路「大野竹田道路」）」（以下「本体事業」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号に掲げる一般国道に関する事業であり、また、本体事業の施行により遮断される市道の従来の

機能を維持するための付替工事は、同条第4号に掲げる市町村道に関する事業であり、いずれも法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

一般国道の改築は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされており、本件区間は、同法第13条第1項の指定区間に該当することなどから、起業者である国土交通大臣は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

一般国道57号（以下「本路線」という。）は、大分市を起点とし、豊後大野市、竹田市、熊本市、諫早市等を経由して長崎市に至る延長約313kmの主要幹線道路である。

本路線が通過する豊後大野市及び竹田市（以下「本件地域」という。）は、農畜産業が盛んな地域であり、農産品としてはカボス等、畜産品としては肉用牛が生産されており、これらの農畜産品は陸上輸送により大分市等へ出荷されている。

しかしながら、本件区間に対応する本路線（以下「現道」という。）は、道路構造令（昭和45年政令第320号）に定める道路幅員、最小曲線半径及び最急縦断勾配を満たさない区間が多く存在するほか、急傾斜地崩壊危険区域指定箇所等が存在し、自然災害による通行止めが行われるなど、主要幹線道路としての機能を十分に発揮していない状況にある。

本件事業の完成により、線形等の良好な道路が整備され、既に供用済みである中九州横断道路の他の区間及び一般国道10号を介して高速自動車国道東九州自動車道と連絡することから、所要時間の短縮及び定時性の確保が図られ、物流の効率化等に寄与するとともに、自然災害発生時等における現道の代替路が新たに整備され、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、起業者が環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づき、平成18年8月に環境影響評価を実施しており、その結果によると、大気質等については環境基準等を満足すると評価されており、騒音については環境基準を超える値が見られるものの、遮音壁の設置により環境基準を満足すると評価されている。また、計画交通量の見直し及び環境影響評価以降に新たに得られた知見を踏まえ、起業者が平成23年4月に環境影響評価法等に準じて、任意で環境影響評価の照査を実施したところ、騒音については、遮音壁の設置により環境基準を満足するとされていることから、起業者は本件事業の施行に当たり当該措置を講じることとしている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

上記の環境影響評価その他の調査等によると、本件区間内及びその周辺の土地において、動物については、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるオオタカ、クマタカ及びハヤブサ、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅰ類として掲載されているコガタノゲンゴロウ、絶滅危惧ⅠB類として掲載されているミゾゴイ及びブッポウソウ、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているサシバ、オオイタサンショウウオ等の生息が確認されている。オオタカ、クマタカ、ハヤブサ及びブッポウソウについては、営巣が確認されておらず、同様の生息環境は周辺に広く残されることなどから、生息環境は保全されるものとされている。コガタノゲンゴロウについては、同様の生息環境は周辺に広く残されることなどから、生息環境は保全されるものとされている。営巣が確認されているミゾゴイ及びサシバのほか、オオイタサンショウウオについては、起業者は、モニタリング調査を実施し、専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講じることとしている。

植物については、環境省レッドリストに準絶滅危惧として掲載されているエビネ等が確認されているが、起業者は、工事による改変箇所では生育が確認された場合は、専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講じることとしている。

なお、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地が14箇所存在するが、このうち8箇所については発掘調査が完了しており、既に記録保存等の措置が講じられている。起業者は、残る6箇所についても大分県教育委員会と協議を行い、必要に応じて記録保存等の適切な措置を講じることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、線形等の良好な道路を整備し、安全かつ円滑な自動車交通を確保することを主な目的とし、道路構造令による第1種第3級の規格に基づき、2車線の自動車専用道路を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件区間におけるルートについては、申請案のほか、申請案より北側のルート案及び南側のルート案の3案について検討が行われている。申請案と他の2案とを比較すると、申請案は取得必要面積が最も大きい支障物件は最も少ないこと、土工バランスがよく施工性に優れること、事業費が最も廉価であることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

さらに、本体事業の施行に伴う市道付替工事の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、現道は、線形不良区間が多く存在するほか、自然災害による通行止めが行われていることなどから、できるだけ早期に安全かつ円滑な自動車交通の確保を図る必要があると認められる。

また、竹田市長を会長とする中九州・地域高規格道路促進期成会より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 大分県豊後大野市役所